

2017 年度第 48 回新宿区社会人サッカーリーグ戦 開催要項

1. 主催 新宿区サッカー協会
2. 主管 新宿区社会人サッカー連盟
3. 後援 新宿区教育委員会
4. 日程 2017 年 4 月～11 月
5. 会場 新宿区立西早稲田中学校グラウンド
落合中央公園グラウンド（※今年度から、平日夜間、土日祝日の昼間に試合を組み入れます。）
(雨天等で日程を消化できない場合、土日祝日の昼間、夜間に妙正寺川グラウンド、都立戸山高校で試合を行うこともある。)
6. 参加資格
 - (1) 当年度の社会人連盟加盟登録を完了し、所定の会費を納入していること。
 - (2) 本連盟主催又は主管の大会に参加するにあたり、スポーツ活動中の傷害事故等に備えて、チーム又は個人の責任により必ず傷害保険（スポーツ活動時の傷害、物損の保険条件があるもの）に加入すること。
7. 選手登録 事前加盟登録団体表を本連盟に提出する。また、試合時にメンバー表（コピー可）を持参すること。
また、追加登録する場合は、試合開始前に提出するメンバー表に追加選手を記入し、試合に持参すること。
（加盟団体登録表の再提出は不要）
※選手登録は大会ごととする。選手の移籍はリーグ戦のみ可能とし、同一の選手が同じ年度に同じ大会で複数のチームで出場することはできない。選手が移籍するときは、移籍届を連盟宛送付すること。
<送付先>〒160-0022 新宿区新宿 6-18-15 新宿区社会人サッカー連盟理事長 石山克彦 宛
8. 競技規則 原則として日本サッカー協会「サッカー競技規則」（2016/2017 年度版）による。
ただし、以下については本要項のとおりとする。
 - (1) ユニフォームはチーム統一のものとし、新宿区サッカー協会の規則に準ずる。※黒、紺は原則禁止。
使用を希望するチームは、事前に書面にて申請し、許可を得ること。
 - (2) 試合は 7 名以上で成立する。ただし、新宿区特別ルールとして、試合開始時に 6 名以上いれば試合を開始するが、後半開始時に 7 名以上いない場合、試合は不成立とする。
9. 試合方法
 - (1) リーグは 1 部 8 チーム、2 部 8 チーム、及び 3 部で構成し、1 部及び 2 部は 1 回戦総当たりで各チーム 7 試合を行う。
また 3 部においては各チーム 5 試合を行う。
 - (2) 試合は 50 分（25 分ハーフ）、インターバルは 3 分とする。
 - (3) 交代はメンバー表に登録された選手で、前半 3 回、ハーフタイム時、後半 3 回とする。（人数制限はなし）
 - (4) 試合球は本連盟が用意する。
 - (5) 不戦敗のチームは、当該試合の結果を 0-5 の敗戦扱いとし、勝ち点は -1 とする。
 - (6) 試合途中で雨等により試合中止になった場合の処置は、後日リーグ運営委員会で決定する。
 - (7) やむを得ない事情により試合が開催できなかった場合の処置は、その取扱いについて後日リーグ運営委員会で決定する。
 - (8) 雨天中止の決定は、原則として当日午後 4 時頃に新宿区サッカー協会のホームページにて告知する。
（ただし、落合中央公園で行う日中の試合の場合は、朝 7 時または試合開始 3 時間前までに告知する）
10. 順位決定 試合の勝者は 3 点、引き分けは 1 点、敗者は 0 点の勝点が与えられ、勝ち点の多い順に順位を決定する。
勝点合計が同一の時は以下の順序により順位を決定する。

- (1) 試合のゴールディファレンス（総得点－総失点）
- (2) 全試合の総得点（多い方が上位）
- (3) 当該チームの対戦成績
- (4) 上記3方式においても順位が同一の場合で、順位を決定する必要がある場合は、抽選により順位を決定する。

11. 退場・警告

- (1) 試合主審より退場が命じられた選手は、当該試合においては試合主審の指示に従い速やかにフィールドから離れるものとし、次の公式試合1試合に出場することができない。以後の処置に関しては、本連盟規律委員会において決定する。（内容により、追加の出場停止処分もあり得る。）
- (2) リーグ戦中の警告を累積2枚受けた選手は、次の公式試合1試合に出場することができない。

12. 運営方法

- (1) 各チームは、本連盟役員の指示に従い、積極的に試合の運営に協力すること。
- (2) 各チームは3試合の主審割当を担当するものとし、主審は有資格者が審判服、ホイッスル、カードを用意する。なお、チーム事情により主審ができないチームは、協会審判委員会に依頼（依頼経費20,000円を事前に納入）することができるが、その場合も副審2名は必ず担当する。
- (3) (2)のほか、各チームは副審、大会本部及びボールパーソンの割当を担当する。副審は、原則として有資格者又は同等の能力を有する者が担当すること。
- (4) 第1試合のチームは試合前のライン引き及びゴールの移動を手伝うこと。また、第2試合のチームは試合終了後直ちにグラウンド整備を行うこと。
- (5) グラウンド（西早稲田中学校）は、開門午後6時15分、閉門午後9時30分となっているので、時間厳守すること。
- (6) グラウンド（落合中央公園）は、ゴールおよびマウンドの移動があるため、役員・管理人の指示に従って協力すること。

13. 昇降格規定 1部の下位2チームは2部に自動降格とし、2部の上位2チームは1部に自動昇格とする。また、2部の下位3チームは3部に自動降格とし、3部は各ブロック1位を2部に自動昇格させる。

14. チーム警告 試合の遅刻、当日無断棄権など試合運営に迷惑をかける行為、ゴミの放置、喫煙、駐輪・駐車に関する問題など試合会場におけるルールを守らない行為、本要項に定められたルールや本連盟役員の指示に従わない行為があった場合、試合の前・中・後に関わらず以下のチーム警告を与え、処分はリーグ運営委員会で決定する。

- (1) イエロー 1枚目は警告。2枚目は嚴重警告の上、始末書の提出、罰則あり。3枚目で登録の取り消し。
- (2) オレンジ 1枚目で嚴重警告の上、始末書の提出、罰則あり。
- (3) レッド 1枚目で登録の取り消し。

15. 注意事項

- (1) 西早稲田中学校グラウンドは、夜間入口（明治通り側）を利用すること。
- (2) 更衣室には荷物を置かないで必ずグラウンドに持って出ること。貴重品は各自で管理すること（盗難及び紛失について、本連盟及び会場側は一切責任を負わない）。
- (3) 駐輪・駐車については、西早稲田中学校は禁止とし、バイクでの来場をしないこと。その他の会場は、各グラウンド付近の指定場所を利用し、違法駐車を行わないこと。
- (4) 学校施設内はすべて禁煙。チームの応援者等についても各チームで責任をもって周知徹底すること。
- (5) ゴミは各チームが責任を持って持ち帰ること（特にペットボトル）。
- (6) 試合時のけがについて、本連盟は責任を負わないので、各チーム又は個人において「6. 参加資格 (2)」に記載のとおり

りスポーツ傷害保険等に加入すること。

- (7) シューズに関しては、固定式スパイク及びトレーニングシューズとする。ポイントスパイクは使用できない。
- (8) 西早稲田中学校入口付近での喫煙について、地域の方から苦情が新宿区サッカー協会に寄せられていることから、各チームの責任において、チーム関係者に喫煙しないよう周知徹底を図ること。（路上での喫煙も禁止されている。）
- (9) 更衣について、特に西早稲田中学校は他の学校施設の利用者が女性も含めて多数いることから、校庭への入口付近では更衣をしないよう留意すること。

(備考) 下線部は、前年度の大会要項から変更となった部分です。